

日本銀行代理店の廃止・集約に伴う 供託事務の取扱いに関するQ & A集

山形地方法務局供託課

- Q 1 山形地方法務局寒河江支局における供託について、供託金の納付先が変更されると聞きましたが、いつから変更されますか。 1
- Q 2 今まで日本銀行寒河江代理店（山形銀行寒河江中央支店）に納付していた供託金は、令和3年2月1日(月)からどこに納付することになりますか。
. 1
- Q 3 供託金は、山形銀行寒河江中央支店にある日本銀行寒河江代理店では納付できなくなるのですか。 1
- Q 4 日本銀行山形代理店（山形銀行本店）は遠方のため、供託金を山形地方法務局寒河江支局付近で納付することはできませんか。 1
- Q 5 オンラインによる供託申請の方法を教えてください。 1
- Q 6 電子納付の方法を教えてください。 2
- Q 7 供託金の納付額がATMの利用上限額(各金融機関にお尋ねください。)を超える場合は、どうすればよいですか。 2
- Q 8 令和3年2月1日(月)以降、OCR用紙で供託申請し、申請当日中に供託金の納入を完了したい場合は、どうすればよいですか。 2
- Q 9 供託有価証券の取扱いは、どうなりますか。 2
- Q 10 振込方式による供託金納付について、何か変更がありますか。 2
- Q 11 山形銀行寒河江中央支店にある日本銀行寒河江代理店での小切手の換金は、いつまで可能ですか。 2

Q 1 山形地方法務局寒河江支局における供託について、供託金の納付先が変更されると聞きましたが、いつから変更されますか。

A 日本銀行の代理店集約・廃止に伴い、令和3年2月1日(月)から山形銀行本店内にある日本銀行山形代理店へ変更されます。

Q 2 今まで日本銀行寒河江代理店（山形銀行寒河江中央支店）に納付していた供託金は、令和3年2月1日(月)からどこに納付することになりますか。

A 山形銀行本店内にある日本銀行山形代理店に納付することになります。

Q 3 供託金は、山形銀行寒河江中央支店にある日本銀行寒河江代理店では納付できなくなるのですか。

A 令和3年2月1日(月)以降は、山形銀行本店内にある日本銀行山形代理店でしか納付できません。

Q 4 日本銀行山形代理店（山形銀行本店）は遠方のため、供託金を山形地方法務局寒河江支局付近で納付することはできませんか。

A 「振込」方式により納付する場合は、近隣の金融機関から納付することができますが、別途振込手数料が必要です。

また、ゆうちょ銀行などの金融機関の「ペイジー」対応ATMで、「電子納付(ペイジー)」を利用して納付する方法（「電子納付」）があります。電子納付の場合は、振込手数料は無料です。

「振込」又は「電子納付」による供託申請の場合は、供託申請の際に「振込」又は「電子納付」により納付する旨を法務局担当者へお申し出ください。供託書正本は、「振込」又は「電子納付」による入金を確認できてからのお渡しとなります。

Q 5 オンラインによる供託申請の方法を教えてください。

A 供託の手続きは、インターネットを利用する方法でもできます。

インターネットによる申請方法は、「供託かんたん申請」と「申請用総合ソフト」の2通りあります（複雑な供託でなければ、「供託かんたん申請」が簡便です。）。

詳しくは、「供託ねっと」で検索いただくか、法務局窓口でお尋ねください。

Q 6 電子納付の方法を教えてください。

A 供託が受理されると、「供託受理決定通知書」をお渡しします。その通知書に記載のある納付情報により、ゆうちょ銀行などの金融機関の「ペイジー」対応ATMを操作し納付していただきます。この場合の手数料は原則無料です。ただし、ATMには利用上限額がありますので、各金融機関に上限額を御確認ください。

Q 7 供託金の納付額がATMの利用上限額(各金融機関にお尋ねください。)を超える場合は、どうすればよいですか。

A 令和3年2月1日(月)以降は、山形銀行寒河江中央支店の供託官口座へ振り込むことにより納付する方法(振込方式)、または、山形銀行本店内にある日本銀行山形代理店窓口で直接納付する方法のいずれかの方法により納付していただくこととなります。

なお、振込方式の場合は別途振込手数料が掛かります。

Q 8 令和3年2月1日(月)以降、OCR用紙で供託申請し、申請当日中に供託金の納入を完了したい場合は、どうすればよいですか。

A 法務局での受理決定後、①午後3時までに日本銀行山形代理店に出向いて納付手続を完了させる方法と、②ATMによる電子納付(利用上限額に注意)を行った後、再度法務局に出向き供託書正本を受領する方法があります。

Q 9 供託有価証券の取扱いは、どうなりますか。

A 令和3年2月1日(月)以降は、山形銀行本店内にある日本銀行山形代理店で寄託し、又は、受け取ることとなります。

Q10 振込方式による供託金納付について、何か変更がありますか。

A 変更はありません。

Q11 山形銀行寒河江中央支店にある日本銀行寒河江代理店での小切手の換金は、いつまで可能ですか。

A 令和3年1月29日(金)午後3時までです。